Ⅲ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

我が国の高等教育及び学術研究の中心的な役割を果たしている国立大学法人等における教育研究環境の整備充実と財務及び経営の改善を図ることにより、国立大学法人等が、より一層、活性化及び発展し、社会に貢献できるよう支援することを基本とする。

1　国立大学法人等の財産管理、財産処分及び財産の有効活用に関する協力・助言

世界に通用する国立大学法人等として発展を図る上で、その基盤である施設等の教育研究環境の充実は極めて重要であり、また、これらと教育研究は有機的連携を持って初めて大学等として持つ本来の機能が発揮できる。

今後とも、効果的・効率的に施設費貸付事業及び施設費交付事業を実施する上で、国立大学法人等が保有する多様な財産を有効活用することが重要であり、そのため、これらの事業に密接に関連する財産管理等に関する協力・助言を行う。

2　施設費貸付事業及び施設費交付事業

国立大学法人等の施設は、独創的・先端的な学術研究や創造性豊かな人材育成のための活動基盤であって、老朽化・狭隘化の解消や教育研究の進展への対応が求められており、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等の施設整備等を多様な財源により安定的に実施し、教育研究環境の整備充実を図るため、センターにおいて、文部科学省の策定する方針に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に要する資金の貸付け及び交付を行う。

①　施設費貸付事業については、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、教育研究環境の整備充実のため、長期借入金等を財源として土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付けを行う。

それに際しては、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善にも資するよう、効率的な資金の調達に努めることとする。

なお、貸付事業に係る債権について確実に回収を行う。

②　施設費交付事業については、国立大学法人等に対し、教育研究環境の整備充実のため、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付を行う。

3　高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究

国立大学法人等の健全かつ安定的な運営に資することを目的として、センターの融資等の業務を有効かつ確実に実施するため、これまで蓄積してきた研究成果に基づき、これらの業務に密接に関連する高等教育に係る財政についての調査研究を行うとともに、国立大学法人等のマネージメント・システムとその運用に関する調査研究、国立大学法人等の財務・経営に関する資料の収集分析を実施する。

また、研究の実施により生じた成果については、国立大学法人等へ広く普及を図る。

4　財務・経営に関する情報提供等

国立大学法人等の健全かつ安定的な運営に資することを目的として、センターの融資等の業務を有効かつ確実に実施するため、これらの業務に密接に関連する財務・経営の改善に資するための支援事業を次のとおり実施する。

なお、支援事業の実施に際しては、国立大学法人等が求めるニーズを的確に把握し、企画を行う。

①　国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するため、刊行物、説明会・シンポジウム、講演会などを通してマネージメントに関する情報提供を積極的に行う。

②　国立大学法人等の財務・経営に関し協力・助言を行う。

③　大学等の教育、研究、社会貢献等に関する諸活動の展開に資するため、センターが管理する大学共同利用施設の有効利用に努める。

施設の有効活用の観点から、広報活動を積極的に実施することにより、学術・研究機関等の利用を一層促進する。

なお、キャンパス・イノベーションセンターの管理・運営業務の廃止に伴い、必要な経過措置を講ずる。

④　国立大学法人財務・経営情報提供システムについては、国立大学法人等への供用を行うとともに、その協力を得て、必要に応じて改善を図る。

5　国から承継した財産等の処理

①　国から承継した旧国立学校設置法第９条の５第１号に規定する特定学校財産の処分については、公用・公共用優先の原則等を勘案しながら、処分の予定時期等を定めた計画を策定し、毎年度その進捗状況を明確にする。

②　国立大学法人法附則第12条第１項の規定により国立大学法人から納付される金銭を徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。

Ⅳ　財務内容の改善に関する事項

1　予算の効率的な執行に努めるとともに、自己収入の確保に努め、適切な財務内容の実現を図ること。

2　管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図ること。

人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）等に基づき、５年間で５％以上を基本とする削減を着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年７月７日閣議決定）に基づき、国家公務員の取組を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

なお、職員の給与水準については、独立行政法人整理合理化計画に基づいた給与改革を進める。

Ⅴ　その他業務運営に関する重要事項

国立大学法人等と密接な連携を図りつつ、円滑な業務の推進に努める。

**独立行政法人日本学生支援機構の第２期中期目標の公表について**

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第１項の規定に基づき、文部科学省所管の独立行政法人日本学生支援機構が達成すべき業務運営に関する目標を次のとおり定め、平成21年２月27日に指示したので同項の規定に基づき公表する。

平成21年８月13日

文部科学大臣　塩谷　　立

（序文）

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条の規定により、独立行政法人日本学生支援機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

（前文）

少子高齢化、進学率の上昇による学生の能力・適性や社会や学生のニーズの多様化、国際化の進展に伴う外国人留学生の増加などが進む中で、我が国の大学、高等専門学校及び専修学校専門課程（以下「大学等」という。）においては、社会や学生の多様なニーズに対応する大学等の教育の実現や、大学等の教育研究の国際競争力を高め、優れた外国人留学生を戦略的に獲得することなどが求められている。

このため、教育の重視と学生の個性・特色を生かした大学等づくりの支援、多様な学生サービスの充実、留学生の質を踏まえた戦略的な留学生交流の推進により、教育の機会均等、次代の社会を担う人材育成、大学等の国際化の推進及び国際的な相互理解の増進が図られなければならない。

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、我が国における学生支援の中核機関として、(i)学資の貸与その他の学生等の修学の援助や、(ii)大学等が学生等に対して行う修学・進路選択等に関する相談及び指導についての支援、(iii)留学生交流の推進を図るための事業など、日本人学生及び外国人留学生に対する支援施策を総合的に行うことが期待されているところである。

このような理念・役割のもと、平成20年３月までの第１期中期目標期間における業務の実績についての文部科学省評価委員会からの評価結果や、「中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年中に得る独立行政法人等の見直しについて」（平成18年12月24日行政改革推進本部決定）及び「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）等を踏まえ、機構の事務及び事業について見直しを行った結果、機構の中期目標を以下のとおりとする。

Ⅰ　中期目標の期間

機構が実施する学生支援業務は、学資金の貸与や支給など、長期的視点に立って行われる必要があることから、中期目標の期間は、平成21年４月から平成26年３月までの５年間とする。